

## こうしゅう桜フェスタ出店要綱

この要綱は、甲州市観光商工振興協議会（以下「協議会」という。）が「こうしゅう桜フェスタ」を開催するにあたり、誘客を促進するため、出店を許可するときの基準を定めることを目的とする。

### （出店日・場所）

令和8年3月28日（土） 塩山総合グラウンド（塩山ふれあいの森総合公園内）

### （出店形態）

飲食提供、物販の出店とする。

### （出店料）

出店料は1日あたり、以下のとおりとする。

1. 飲食提供あり（キッチンカー含む）5,000円、物販2,000円とする。
2. 出店料は、会長が定める日時までに協議会に納めるものとする。
3. その他、会長が認めたものは、出店料を減免することができる。
4. 出店許可後、出店者側の意向により出店を取りやめた場合、その理由の如何を問わず、出店料の返還は行わないものとする。

### （機材の貸出）

原則として、テント、机、イス、燃料、電源、照明、表示看板、その他必要な備品等は申請者（団体）が用意するものとするが、希望者には机、イスを有料で貸し出すものとする。なお、貸出料は以下のとおりとする。

1. 机 1台あたり1,000円、イス 1脚あたり500円とする。
2. 貸出料は、会長が定める日時までに協議会に納めるものとする。
3. その他、会長が認めたものは、貸出料を減免することができる。
4. 出店許可後、出店者側の意向により出店を取りやめた場合、その理由の如何を問わず、貸出料の返還は行わないものとする。

### （出店者）

出店者は下記に該当するもの又はその他会長が認めたものとする。

1. 山梨県内在住者
2. 山梨県内で活動、営業している団体及び個人。
3. 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人ではないこと。

※希望者多数の場合は、市内在住・市内事業者を優先し、市外の業者で同種の物を提供する場合等は抽選とする。

#### (出店申請)

1. 出店を希望する者は、様式1、出店平面図、提供食品の概要(飲食物取り扱い時のみ)、出店当日出店者全員の身分照明書(写し)、出店従業者名簿、食品衛生法に基づく営業施設許可書のコピー(提供する食品が既製品でない場合)を、会長が定めた日時までに提出するものとする。

#### (出店許可)

1. 会長が出店を認めた場合は、許可書を発行し、出店中は、携行することとする。
2. 会長は申請内容に虚偽記載があった場合等、まつりに不相当と認めた場合は、許可を取り消し、また出店中であっても、即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。

#### (出店場所)

1. 出店の位置は、抽選において決定する。
2. その他会長が必要を認めたものについては場所の指定ができる。

#### (その他)

1. テント、机、イス、燃料、電源、照明、表示看板、その他必要な備品等は申請者(団体)が用意するものとする(机とイスは有料で貸出可)。
2. 不測の事態により、桜フェスタの開催を中止した場合、事前準備等に係る費用の補償はしない。
3. ゴミは申請者(団体)が処分するものとする。
4. この要綱に定めるもののほか、会長が必要と認めたときは、出店の許可を受けたものに指示することができるものとする。